

令和 8 年 9 月八戸市議会定例会

提 出 議 案

9 月市議会定例会に付議すべき事件

議案第89号	令和8年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第90号	令和8年度八戸市一般会計補正予算	別冊
議案第91号	令和8年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計補正 予算	別冊
議案第92号	令和8年度八戸市中央卸売市場特別会計補正予算	別冊
議案第93号	令和8年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計 補正予算	別冊
議案第94号	令和8年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算	別冊
議案第95号	八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を 求めることについて	5
議案第96号	人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求 めることについて	9
議案第97号	八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制 定について	13
議案第98号	八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定につい て	15
議案第99号	八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用 自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	21
議案第100号	八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用 ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	23
議案第101号	八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用 ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	25
議案第102号	八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例及び八戸市子 ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定に ついて	27

議案第103号	学習者用コンピュータの買入れについて	29
議案第104号	処分事件の報告及びその承認を求めることについて	31
	(令和8年度八戸市一般会計補正予算の処分)	
議案第105号	損害賠償の額を定めることについて	33
認定第1号	令和7年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について	35
認定第2号	令和7年度八戸市公営企業会計決算の認定について	37

議案第95号

八戸市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
八戸市教育委員会の委員に別紙の者を任命することについて同意を求める。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

1人の委員の任期満了に伴う後任の委員を任命するため同意を求めるものである。

氏 名 西 山 康 巳

議案第96号

人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
人権擁護委員の候補者に別紙の者を推薦することについて意見を求める。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

3人の委員の任期満了に伴う後任の委員の候補者を推薦することについて意見を求めるものである。

氏 名	武 内 慶 雄
	竹 花 和 人
	須 藤 淳

議案第97号

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

スタジアム等候補地検討委員会及び斎場・霊園運営検討委員会を設置するためのものである。

八戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

八戸市附属機関設置条例（平成25年八戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1 八戸市スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の項の次に次のように加える。

八戸市スタジアム等候補地検討委員会	スタジアム等の候補地に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
-------------------	--

別表の1 八戸市小児慢性特定疾病審査会の項の次に次のように加える。

八戸市斎場・霊園運営検討委員会	八戸市斎場並びに八戸市東霊園、八戸市西霊園及び八戸市南郷中央霊園の安定的な運営に関し必要な事項について調査及び検討をし、意見を述べること。
-----------------	---

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の1 八戸市小児慢性特定疾病審査会の項の次に1項を加える改正規定及び次項の規定（八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八戸市条例第26号）別表第1及び別表第2の改正規定中「小児慢性特定疾病審査会の委員」を「小児慢性特定疾病審査会の委員
斎場・霊園運営検討委員会の委員」に改める部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。
- 八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2中「スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の委員」を「スポーツによる人・健康・まちづくり推進協議会の委員
スタジアム等候補地検討委員会の委員」に、
「小児慢性特定疾病審査会の委員」を「小児慢性特定疾病審査会の委員
斎場・霊園運営検討委員会の委員」に改める。

議案第98号

八戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について
八戸市市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の見直し、特定暗号資産取引における譲渡所得等に係る課税の特例の創設、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点の引上げその他所要の改正をするためのものである。

八戸市市税条例の一部を改正する条例

八戸市市税条例（昭和25年八戸市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第21条の6第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第24条第1項ただし書中「及び第24条の2の3第1項」を「並びに第24条の2の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第24条の2の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第24条の2の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第31条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者
- (3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若

しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第24条の2の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第35条の3中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあっては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の4中「又は附則第18条第1項」を「、附則第17条の3第1項又は附則第18条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第7条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第15条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊によ

る災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第20条第1項及び第2項並びに第21条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第21条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第21条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (2) 第21条の5から第21条の7まで、第21条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第21条の5中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の6第1項前段、第21条の7、第21条の8第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第21条の6第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第22条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第3条の5の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは

「山林所得金額並びに附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第35条の3の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第21条の6第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第7条の2の改正規定及び附則第15条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第17条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

第2条 この条例による改正後の八戸市市税条例（以下「新条例」という。）第24条の2の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第24条の2の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の八戸市市税条例第24条の2の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の

定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 前条第3号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例附則第5条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 前条第2号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例附則第15条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 前条第3号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例附則第17条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

第3条 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の八戸市市税条例第35条の3の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

議案第99号

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が使用する選挙運動用自動車の費用に係る公費負担の限度額を改定し、その他規定の整備をするためのものである。

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部を改正する条例

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例（平成5年八戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「第141条第9項」を「第141条第8項」に改める。

第4条第1号中「51,500円」を「64,500円」に改め、同条第2号ア中「13,390円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,210円」を「7,700円」に改め、同号ウ中「1万円」を「12,500円」に改める。

第6条中「51,500円」を「64,500円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第100号

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が作成する選挙運動用ポスターの費用に係る公費負担の限度額を改定するためのものである。

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例
の一部を改正する条例

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成5年八戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中「11円33銭」を「30円73銭」に、「246,170円」を「609,690円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第101号

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

市議会議員及び市長の選挙において候補者が作成する選挙運動用ビラの費用に係る公費負担の限度額を改定するためのものである。

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成21年八戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「8円38銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の八戸市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第102号

八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例及び八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例及び八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

ひとり親家庭等及び子どもの医療費の給付の方法に係る規定の整備をするためのものである。

八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例及び八戸市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

（八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正）

第1条 八戸市ひとり親家庭等医療費給付条例（平成3年八戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「社会保険診療報酬支払基金青森支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

（八戸市子ども医療費給付条例の一部改正）

第2条 八戸市子ども医療費給付条例（平成5年八戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「社会保険診療報酬支払基金青森支部」を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第103号

学習者用コンピュータの買入れについて
別紙のとおり学習者用コンピュータを買い入れる。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

小学校で使用する学習者用のコンピュータを買い入れるためのものである。

1 品名及び数量

品 名	数 量
タブレット型パーソナルコンピュータ	6,959台

2 買 入 金 額 443,984,200円

議案第104号

処分事件の報告及びその承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり処分したから報告し、承認を求める。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

令和8年6月25日に発生した岩手県沖を震源とする地震により被害を受けた公共施設の災害復旧等のため、令和8年度八戸市一般会計補正予算を定めることを処分したものについて、その承認を求めるものである。

処分第16号

令和8年度八戸市一般会計補正予算を定めることの処分について

令和8年度八戸市一般会計補正予算を次のとおり定めることを地方自治法第179条第1項の規定により処分する。

令和8年7月24日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和8年度八戸市一般会計補正予算 別冊

議案第105号

損害賠償の額を定めることについて

地中埋設物が存する土地に係る損害賠償の額を別紙のとおり定める。

令和8年9月1日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

八戸北インター工業団地において分譲した土地に建築工事の支障となる地中埋設物が確認されたことに伴う損害賠償の額を定めるためのものである。

- 1 金額 3,520,000円
- 2 条件 これに係るその他一切の請求をしないこと。

認定第 1 号

令和 7 年度八戸市一般会計及び各特別会計決算の認定について
令和 7 年度八戸市一般会計及び各特別会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 7 年度八戸市一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 7 年度八戸市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 令和 7 年度地方卸売市場八戸市魚市場特別会計歳入歳出決算
- 4 令和 7 年度八戸市都市計画土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- 5 令和 7 年度八戸市駐車場特別会計歳入歳出決算
- 6 令和 7 年度八戸市中央卸売市場特別会計歳入歳出決算
- 7 令和 7 年度八戸市霊園特別会計歳入歳出決算
- 8 令和 7 年度八戸市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 9 令和 7 年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計歳入歳出決算
- 10 令和 7 年度八戸市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 11 令和 7 年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 12 令和 7 年度八戸市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

認定第 2 号

令和 7 年度八戸市公営企業会計決算の認定について
令和 7 年度八戸市公営企業会計に係る決算を次のように認定に付する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

八戸市長 熊 谷 雄 一

- 1 令和 7 年度八戸市自動車運送事業会計決算
- 2 令和 7 年度八戸市立市民病院事業会計決算
- 3 令和 7 年度八戸市下水道事業会計決算